

【令和6年度版】

訪問看護療養費マスター登録内容の一部変更（令和6年4月26日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530005110	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合） （週3日目まで30分以上の場合）	3		新設		【令和6年6月診療分から適用】
01	530005210	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合） （週3日目まで30分未満の場合）	3		新設		〃
01	530005310	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合） （週4日目以降30分以上の場合）	3		新設		〃
01	530005410	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合） （週4日目以降30分未満の場合）	3		新設		〃
01	530005510	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	3		新設		〃
01	530005610	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	3		新設		〃
01	530005710	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	3		新設		〃
01	530005810	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	3		新設		〃
01	530005910	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	3		新設		〃
01	530006010	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合） （同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	3		新設		〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530006110	精神科訪問看護基本療養費 3（作業療法士による場合） （同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	3		新 設		【令和6年6月診療分から適用】
01	530006210	精神科訪問看護基本療養費 3（作業療法士による場合） （同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	3		新 設		〃
91	588004110	医療観察訪問看護基本料 1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	3		新 設		〃
91	588004210	医療観察訪問看護基本料 1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	3		新 設		〃
91	588004310	医療観察訪問看護基本料 1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	3		新 設		〃
91	588004410	医療観察訪問看護基本料 1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	3		新 設		〃
91	588004510	医療観察訪問看護基本料 3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	3		新 設		〃
91	588004610	医療観察訪問看護基本料 3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	3		新 設		〃
91	588004710	医療観察訪問看護基本料 3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	3		新 設		〃
91	588004810	医療観察訪問看護基本料 3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	3		新 設		〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
91	588004910	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	3		新 設		【令和6年6月診療分から適用】
91	588005010	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	3		新 設		〃
91	588005110	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	3		新 設		〃
91	588005270	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	3		新 設		〃
01	510002370	特別地域訪問看護加算（訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示項	11	20	〃
			5	レセプト表示連番	003	001	〃
01	510002470	緊急訪問看護加算（月14日目まで）（訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示連番	001	002	〃
01	510004570	緊急訪問看護加算（月15日目以降）（訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示連番	002	003	〃
01	530000110	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530000210	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530000310	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530000410	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530000910	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530001010	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530001110	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530001210	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530001310	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530001410	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530001510	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530001610	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
01	530002670	特別地域訪問看護加算（精神科訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示項	31	37	〃
			5	レセプト表示連番	009	001	〃
01	530002770	精神科緊急訪問看護加算（月14日目まで）（精神科訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示連番	001	002	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	530005070	精神科緊急訪問看護加算（月15日目以降）（精神科訪問看護基本療養費）	5	レセプト表示連番	002	003	【令和6年6月診療分から適用】
91	588000110	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料1（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000210	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料1（週3日目まで30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000310	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料1（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
91	588000410	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料1（週4日目以降30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000510	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000610	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000710	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
91	588000810	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588000910	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588001010	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588001110	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
91	588001210	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	5	基本名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
			5	職種区分3	00	05	〃
			5	職種区分4	00	08	〃
91	588002770	医療観察特別地域訪問看護加算（医療観察訪問看護基本料）	5	レセプト表示項	31	37	〃
			5	レセプト表示連番	010	004	〃
91	588002870	医療観察精神科緊急訪問看護加算（医療観察訪問看護基本料）	5	レセプト表示連番	003	005	〃

【令和6年度版】

訪問看護療養費マスター登録内容の一部変更（令和6年4月26日現在）

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	530005110	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	530005110	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		〃
3	530005210	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		〃
3	530005210	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		〃
3	530005310	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		〃
3	530005410	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		〃
3	530005510	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		〃
3	530005510	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		〃
3	530005610	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		〃

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	530005610	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	530005710	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		〃
3	530005810	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		〃
3	530005910	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		〃
3	530005910	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		〃
3	530006010	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		〃
3	530006010	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		〃
3	530006110	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		〃
3	530006210	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		〃
3	588004110	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		〃

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	588004110	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	588004210	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		〃
3	588004210	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		〃
3	588004310	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		〃
3	588004410	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		〃
3	588004510	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		〃
3	588004510	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		〃
3	588004610	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		〃
3	588004610	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		〃
3	588004710	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		〃

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	588004810	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	588004910	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	121		新設		”
3	588004910	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	138		新設		”
3	588005010	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	121		新設		”
3	588005010	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	138		新設		”
3	588005110	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	121		新設		”
3	588005270	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	121		新設		”
5	530000110	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	”
5	530000110	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	”
5	530000210	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	”

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	530000210	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	【令和6年6月診療分から適用】
5	530000310	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	”
5	530000410	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師又は看護師による場合) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	精神科訪問看護基本療養費 1 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	”
5	530000910	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	”
5	530000910	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	”
5	530001010	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	”
5	530001010	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 3 日目まで 30 分未満の場合)	”
5	530001110	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分以上の場合)	”
5	530001210	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 2 人) (週 4 日目以降 30 分未満の場合)	”
5	530001310	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 3 人以上) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師又は看護師による場合) (同一日に 3 人以上) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	精神科訪問看護基本療養費 3 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) (同一日に 3 人以上) (週 3 日目まで 30 分以上の場合)	”

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	530001310	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
5	530001410	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	”
5	530001410	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	138	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	”
5	530001510	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	”
5	530001610	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	121	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	”
5	588000110	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588000110	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588000210	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）		”
5	588000210	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）		”
5	588000310	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）		”

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	588000410	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）		【令和6年6月診療分から適用】
5	588000510	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588000510	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588000610	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）		”
5	588000610	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）		”
5	588000710	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）		”
5	588000810	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）		”
5	588000910	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588000910	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）		”
5	588001010	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）		”

【算定回数限度テーブル】

変更区分	診療行為コード	基本名称	算定単位	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	588001010	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	138	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）		【令和6年6月診療分から適用】
5	588001110	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）		〃
5	588001210	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	121	省略名称	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）		〃

【令和6年度版】

訪問看護療養費マスター登録内容の一部変更（令和6年4月26日現在）

【背反テーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
<p>背反については変更箇所が膨大なため、実物にて変更点を確認願います。</p>							

【令和6年度版】

訪問看護療養費マスター登録内容の一部変更（令和6年4月26日現在）

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	B081	530005110	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	B082	530005210	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）		新設		”
3	B083	530005310	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）		新設		”
3	B084	530005410	精神科訪問看護基本療養費1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）		新設		”
3	B085	530005510	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）		新設		”
3	B086	530005610	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）		新設		”
3	B087	530005710	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）		新設		”
3	B088	530005810	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）		新設		”
3	B089	530005910	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）		新設		”

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	B090	530006010	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）		新 設		【令和6年6月診療分から適用】
3	B091	530006110	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）		新 設		”
3	B092	530006210	精神科訪問看護基本療養費3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）		新 設		”
3	B080	588004110	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）		新 設		”
3	B093	588004210	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）		新 設		”
3	B094	588004310	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分以上の場合）		新 設		”
3	B095	588004410	医療観察訪問看護基本料1（作業療法士による場合）（週4日目以降30分未満の場合）		新 設		”
3	B096	588004510	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）		新 設		”
3	B097	588004610	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）		新 設		”
3	B098	588004710	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）		新 設		”

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
3	B099	588004810	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目で降30分未満の場合）		新設		【令和6年6月診療分から適用】
3	B100	588004910	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）		新設		〃
3	B101	588005010	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）		新設		〃
3	B102	588005110	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目で降30分以上の場合）		新設		〃
3	B103	588005270	医療観察訪問看護基本料3（作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目で降30分未満の場合）		新設		〃
5	B010	530000110	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
5	B011	530000210	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B012	530000310	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目で降30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目で降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週4日目で降30分以上の場合）	〃
5	B013	530000410	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目で降30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費1（保健師又は看護師による場合）（週4日目で降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費1（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（週4日目で降30分未満の場合）	〃

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	B018	530000910	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
5	B019	530001010	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B020	530001110	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
5	B021	530001210	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	〃
5	B022	530001310	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
5	B023	530001410	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B024	530001510	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
5	B025	530001610	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	省略名称	精神科訪問看護基本療養費3（保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	精神科訪問看護基本療養費3（保健師、看護師又は作業療法士による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	〃

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	B039	588000110	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合） （週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料1 （保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料1 （週3日目まで30分以上の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
5	B040	588000210	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合） （週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料1 （保健師又は看護師による場合）（週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料1 （週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B041	588000310	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合） （週4日目以降30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料1 （保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料1 （週4日目以降30分以上の場合）	〃
5	B042	588000410	医療観察訪問看護基本料1（保健師又は看護師による場合） （週4日目以降30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料1 （保健師又は看護師による場合）（週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料1 （週4日目以降30分未満の場合）	〃
5	B043	588000510	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に2人） （週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に2人）（週3日目まで30分以上の場合）	〃
5	B044	588000610	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に2人） （週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に2人）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B045	588000710	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に2人） （週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に2人）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
5	B046	588000810	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に2人） （週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に2人）（週4日目以降30分未満の場合）	〃

【施設基準テーブル】

変更区分	グループ番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	B047	588000910	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に3人以上）（週3日目まで30分以上の場合）	【令和6年6月診療分から適用】
5	B048	588001010	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に3人以上）（週3日目まで30分未満の場合）	〃
5	B049	588001110	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に3人以上）（週4日目以降30分以上の場合）	〃
5	B050	588001210	医療観察訪問看護基本料3（保健師又は看護師による場合） （同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	省略名称	医療観察訪問看護基本料3 （保健師又は看護師による場合）（同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	医療観察訪問看護基本料3 （同一日に3人以上）（週4日目以降30分未満の場合）	〃